

水戸信用金庫 News Release

平成 25 年 2 月 22 日

お客様 各位

水戸信用金庫
理事長 塙 由博

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

ご承知のとおり、平成 25 年 3 月 31 日に中小企業金融円滑化法の期限が到来いたします。

当金庫では、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても従来と変わらず、以下のとおり対応いたしますのでお知らせいたします。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客様からのご返済条件の変更等のお申出に対しては、真摯かつ迅速に取り組む等、従来からの対応に変更はございません。また、他業態を含め関係金融機関と十分に連携を図りながら、ご返済条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。
2. 当金庫は、お客様からの資金に関するご相談や、ご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
3. 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客様の経営課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。

《金融円滑化法に関する相談窓口のご案内》

◆営業店のご相談窓口

・平日相談窓口 全店

受付時間 9:00～15:00

・休日相談窓口 赤塚支店 龍ヶ岡支店 研究学園支店

受付時間 9:00～17:00(赤塚支店は 15:00 まで)

※ 年末年始(12/31～1/3)、祝祭日、振替休日

および 3/30・3/31・4/1 が土・日曜日の場合は休業

◆本部相談窓口(平日のみ)

審査企画部(相談窓口) 029-222-3308(直通)

相談室(苦情窓口) 029-222-3392(直通)